［章名を加える。］

第一章　総則

（法第七条第十項第四号の基準）

第一条　子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第七条第十項第四号に掲げる施設のうち児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第十一項に規定する業務を目的とするもの以外のものに係る同号の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一　法第七条第十項第四号に掲げる施設のうち、一日に保育する小学校就学前子どもの数が六人以上である施設　次に掲げる全ての事項を満たすものであること。

イ　保育に従事する者の数及び資格

(1)　保育に従事する者の数が、満一歳未満の小学校就学前子どもおおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない小学校就学前子どもおおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない小学校就学前子どもおおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の小学校就学前子どもおおむね三十人につき一人以上であること。ただし、当該者の数は二人を下ることはできないこと。

(2)　保育に従事する者のうち、その総数のおおむね三分の一以上は、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある法第七条第十項第四号に掲げる施設又は同項第五号に掲げる事業を行う事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。）又は看護師（准看護師を含む。以下この条において同じ。）の資格を有する者であること。

(3)　保育士でない者について、保育士、保母、保父その他これらに紛らわしい名称が用いられていないこと。

ロ　保育室等の構造、設備及び面積

(1)　小学校就学前子どもの保育を行う部屋（以下「保育室」という。）、調理室（給食を施設外で調理している場合、小学校就学前子どもが家庭からの弁当を持参している場合その他の場合にあっては、食品の加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備。以下同じ。）及び便所があること。

(2)　保育室の面積は、小学校就学前子ども一人につきおおむね一・六五平方メートル以上であること。

(3)　おおむね一歳未満の小学校就学前子どもの保育を行う場所は、おおむね一歳以上の小学校就学前子どもの保育を行う場所と区画され、かつ、安全性が確保されていること。

(4)　保育室は、採光及び換気が確保され、かつ、安全性が確保されていること。

(5)　便所用の手洗設備が設けられているとともに、便所は、保育室及び調理室と区画され、かつ、小学校就学前子どもが安全に使用できるものであること。

(6)　便器の数は、小学校就学前子どもおおむね二十人につき一以上であること。

ハ　非常災害に対する措置

(1)　消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備が設けられていること。

(2)　非常災害に対する具体的計画が立てられていること。

(3)　非常災害に備えた定期的な訓練が実施されていること。

(4)　保育室を二階に設ける場合は、保育室その他の小学校就学前子どもが出入りし又は通行する場所に小学校就学前子どもの転落事故を防止する設備が設けられていること。なお、当該建物が次のⅰ及びⅱのいずれも満たさないものである場合にあっては、(1)及び(2)に掲げる設備の設置及び訓練の実施を行うことに特に留意されていること。

ⅰ　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。

［条を加える。］